

## 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物処理計画（案）に関する市民説明会概要

日 時：2020年（令和2年）10月31日（土）10時15分から11時45分まで

場 所：小坪小学校区コミュニティセンター

参加者：4名

出席職員：（環境都市部）石井部長、青柳次長

（資源循環課）中村課長、城田係長、鈴木専任主査

（環境クリーンセンター）小川所長、鷺原副主幹、岩崎副主幹

配布資料：一般廃棄物処理基本計画（案）、一般廃棄物処理基本計画（案）説明スライド資料、災害廃棄物処理計画（案）、災害廃棄物処理計画（案）説明スライド資料、仮置場検討資料

### 1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

#### 【参加者の意見】

・高齢者のサポートということで、具体的には各戸にごみを集めていく戸別収集ということではよいか。登録すれば各家庭まで取りに行くということか。もう少しわかりやすく書いて欲しい。

#### 【質疑応答】

Q 広域で鎌倉市の名越のごみ処理場がなくなるという噂があったり、そこがごみの集積所になるとか、そういう話が見えるようになっていない。広域処理に関して市民に分かりにくいので、もう少しわかりやすく説明してもらいたい。

A 今年8月に鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画を策定し、ホームページなどで公表した。令和6年度に鎌倉市の名越の焼却施設が閉じるという話があったが、それは事実。広域化実施計画にも記載がある。その後、少なくとも10年間、令和7年度から令和16年度までは、受け入れられる範囲で鎌倉市のごみを逗子市で受け入れる、というところまでが広域化実施計画には予定として記載されている。ごみ処理の広域化、これは平成9年頃から始まっているが、その頃は各市町が1個ずつ焼却施設を持っていた。日本中に煙突がいっぱい立ち、ダイオキシン対策もなされず、そこから始まっている。そこから広域化を進めて煙突の数を減らしましょうというのが、広域化の目的だった。現在、広域化が進み、焼却施設、煙突の数が減ってきている。しかし、これから人口減少が進みごみも減っていくことから、さらに広域を進めましょうという通知が再度国から出された。そのため、令和16年度以降については、2市1町では焼却施設はつくらずに、もっと広域的な処理をしようという広域化実施計画になっている。それをどこまでこの一般廃棄

物処理基本計画に組み込めるかについては、検討したい。

Q スライド資料 11 ページの「廃棄物処理の広域連携の推進（２）①」にある「逗子市の生ごみを葉山町の資源化施設で処理」とある。何年か前に焼却炉が老朽化してどうのこうのという話と同時に、葉山に頼むということは、逗子市の焼却施設の能力が足りないということか。それから、逆に「葉山町の容器包装プラスチックを逗子市で資源化」とあるが、これは逗子市内の処理能力が余分に余っていることから葉山町の分を引き受けているということか伺いたい。

A 生ごみについて、逗子市の焼却施設の能力が足りないのではなく、逗子市の燃やすごみの中に入っているのは、ティッシュペーパーなどの資源化できない紙と生ごみが一番多い。その中で燃やさなくても資源化できるのは生ごみ。鼻をかんだティッシュペーパーは資源化できず、燃やすしかない。平成 22 年に策定した現在の一般廃棄物処理基本計画に生ごみについては資源化するという方向を出している。今回は実施の方向で計画案に記載をしたもの。逗子市の焼却炉については現在葉山町から燃やすごみを受け入れており、処理能力はある。その中から資源化できる生ごみを分けて葉山町へ持って行き、資源化をするという考え方。

容器包装プラスチックについては、令和 2 年度から受け入れている。受け入れるために令和元年度に機器の更新をしている。古い機械があったが老朽化しており、逗子市単独で更新するよりも葉山町のごみを受け入れて更新をした方が処理コストが下がることから、議会の可決を経て、今年度から受入れを開始している。

Q スライド資料の 18 ページに不法投棄対策とあるが、今一番困っているのは、雨の日に衣類を出すと次の週まで置かれてしまう。うちの地域は土曜日が回収日だが、土曜日は休みの日なので市役所に電話ができない。従って月曜日まで待つ月曜日に電話をすることになる。本来ならば資源回収業者に電話をして取りに来てくれば一番良いが、業者に電話をしたところ、人手が足りないので土曜日しか行けないと断られた。資源回収業者は資源循環課がコントロールしているので、資源循環課から業者に強く言って、取りに来させるよう言えないのかと資源循環課に聞いたが、言えないと言われた。職員が来て、注意をしてもらったが、資源回収業者に取りに来させるよう市から指導をすることはできないのか。

A まず、一般廃棄物処理基本計画の不法投棄対策は、ステーション以外の不法投棄も含まれている。ご質問の件については、集団資源回収のシステムは昔からずっとあり、紙・布類について、自治会と回収業者が口約束ではあるが契約に基づき回収をしている。紙・布は売れるものだが、中国の輸入規制や新型コロナの影響で海外の港が閉じてしまい、行き場がなくなってしまったという状況がある。市が資源回収業者に指導できるかという点、できない。市が委託している事業者ではないので、指導はできない。自治会等と資源回収

業者で契約をしているが、売上だけでは経営が成り立たないため、市が奨励金を事業者に出している。現在、奨励金を出さないと一回トラックが回ったときに人件費も出ないくらいにしか売上がない。指導はできないことから、連絡は資源循環課へもらいたい。違反ごみにはなぜ持って行かないのかを書いた白い紙を貼るので、一週間はそこへ置かせてもらいたい。溜まるとステーションが汚れてしまうので、溜まったときには連絡してもらいたい。それを定期的に資源循環課でパトロールをして取りに行っている。

Q それはおっしゃるとおりやっている。中には手紙などが入っているからそれで犯人を見つけて、でも土曜日に見つけても月曜日にしか連絡できない。連絡してすぐ来るかというところでもない。何日も置かれると環境衛生上良くない。自治会との直接契約とのことで、直接業者に連絡をしたが、実際には断られた。断られたということに対して、資源循環課から行政指導できないかという話。できないということか。

A できない。市が委託しているのであればできるが、そういう権限がない。取りに行くのは資源循環課で対応するので、こちらに連絡をもらいたい。

Q 資源回収業者と自治会の契約という話だったが、集団資源回収のスタート時には、市の指定業者という形で我々は受け止めていた。それで結んでいて、我々のところに資源ごみで業者がやるという話だったが、指定の業者で他の事業者は入れてはいけないという話になった。我々小坪区会は今の業者と覚書も何も交わしていない。今の話のように、我々は知らないよと言われてしまうと、困ってしまう。

A すべてが書面で覚書とか契約書を交わしているわけではないと思う。商慣習で昔からそういうやりとりをしていて、それで現在まできているのが集団資源回収。

Q きちんとした覚書がないと、口頭で言っただろうとなっているので、今そういう状態になっている。

A それならば、自治会・町内会と資源回収業者で覚書なりを交わすときに、立ち会うことは可能。双方で文書を作成し合意をしてもらい、覚書を交わす段になったとき、呼んでもらえれば立ち会うことはできる。

Q 15 ページに記載されている紙おむつは、今は無料だがこれは変わるのか。もう一つ、ふれあい収集と書いてあるが、これは何か。安否確認をするところがあるが、そんなことまでしてくれるのか。

A ふれあい収集は、排出するのが困難な方、高齢者であったり、けがをした場合なども期間限定でやっている。現在 150～160 軒程度。今後増えて行くと思われるが、このふれあい収集を継続して行なっていき、安否確認も行なっていく、という計画。

紙おむつは、環境省と国土交通省が資源化について研究をしている段階。逗子市の燃や

すごみの 40%程度が生ごみ、逗子市では分析していないが、他市では燃やすごみの 9～10%は紙おむつ。これはこれから増えていく。これを何とかして資源化をしていきたいというのが国の方針。現在も燃やすごみだが有料袋とは別に無料で出すことができるが、資源化することになれば、分けて出すことになる。

Q ふれあい収集の安否確認というのは、お互いさま小坪だとか民生委員だとか、社会福祉協議会の要請で我々も会議に出ているが、これ以上負担をかけるのか。市はやらずにそういったところがやるのだろうか。市がやるのか？

A これは市の施策なので、市がやっていること。ごみを取りに行つて安否確認をする形。

Q 今は我々民生委員とお互いさま小坪が、高齢者の所へ行き電球を取り替えたり、おむつをやったりしているが、市がやってくれるというのは、お互いさま小坪とか民生委員とか社協がうちの理事たちに助けてくれと言ってきているが、こちらもやるのがいっぱいあるので断っている。もし万が一これを推進していくのだったら、そういうところに振るのか。

A ふれあい収集は平成 13 年に始めた制度で、要件はごみ出しが困難な介護認定等を受けている高齢者、障がい者、場合によってはけがをした方、妊産婦の方を対象としている。これは制度として、ステーションまでごみを出せない方を週 1 回戸別に訪問して安否確認を兼ねている制度。そのため毎日その方の安否確認をしている形ではないので、週 1 回の安否確認で足りるかという、そういう方ばかりではないので、やはりご近所でご協力を得られれば、あるいは介護のサービスの方とか、複数の方の目でその方を見守っていただきたいというのがある。

Q 我々の立場はそういった活動なので、あまりこれ以上仕事が増えると大変なので、市の方で面倒をみてくれるのか、という質問。

A ふれあい収集とは別に市の方で面倒をみるのか、ということであれば、その辺りの福祉の施策については、私どもは環境都市部という部門だが、市役所には福祉部があり、今後高齢化がもっと進んでいく中で、この 4 月から社会福祉課の中に地域共生係という新たな係をつくったので、その中で市の福祉政策全体として、今いただいたようなご意見は違う形で聴き取りしながら進めていきたいと思うのでよろしく願います。

## 2 災害廃棄物処理計画（案）について

### 【参加者の意見】

なし

### 【質疑応答】

Q 仮設トイレの問題について、小坪区会では4か所ある一時避難所に仮設トイレを確保している。その処理も市でもらえるのか。そこで生活ごみもまた出てくる。避難所運営委員会では仮設トイレの処理や生活ごみについて議題に出てこない。今初めて聞いてこんなことも起きるのかと。ただ逃げることだけしか考えていなくて、ごみの問題等は議題にはまったく出てこなかった。また、防災安全課では仮設トイレのことといった流れはまとまっているのか。一時避難所以外にも他にマンホールトイレなど、そういったものもどうするのか。

A 一時避難所に設置するトイレについても、市で収集する。

災害廃棄物処理計画の中で市が所有するマンホールトイレなどについても記載している。仮設トイレは、市では置くところがないため備蓄が中々できない。協定を結ぼうにも結ぶ先も所有数に限りがあることから中々結べない。去年の西日本の豪雨の際は、市の防災担当から内閣府へ県を通して情報が上がり、そこから経済産業省がプッシュ型で仮設トイレを配備した。そういった実績があることから、今はそういった形になるだろうと考えている。

Q 仮置場は、分別の案内として市の職員は配置されるのか。我々自治会に手伝いをするようにという話はあるのだろうか。

A 仮置場の運営は恐らく自治会ではできない。発災直後は協力依頼はしない。時間が経過して安定してきて、余力があればわからないが、直後はしない。

Q 亀ヶ岡自治会では一時避難所は、誰が何と言ってもはげ山に避難する人が出てしまうだろうと考えている。はげ山に避難してくる人数がどのくらいいるか、それに対して具備すべきものは何なのか、非常食、水、仮設トイレなど。そういった計画を今立てているが、参考になるデータが今日の資料以外にあればもらいたい。また、仮設トイレを置きたい場合、どういうルートで頼むのか。自治会が設置した仮設トイレは市に言えばし尿収集してもらえるのか。

A どこに何台仮設トイレがあるのかは、市に連絡をもらわないと把握できないので、連絡をもらいたい。し尿の収集の義務は市にあるので、災害時の仮設トイレについては、連絡をくれれば収集する。

## 逗子市一般廃棄物処理基本計画（案）及び逗子市災害廃棄物処理計画（案）に関する市民説明会概要

日 時：2020年（令和2年）10月31日（土）15時15分から16時45分まで

場 所：久木会館

参加者：6名

出席職員：（環境都市部）石井部長、青柳次長

（資源循環課）中村課長、城田係長、鈴木専任主査

（環境クリーンセンター）小川所長、鷺原副主幹、岩崎副主幹

配布資料：一般廃棄物処理基本計画（案）、一般廃棄物処理基本計画（案）説明スライド資料、災害廃棄物処理計画（案）、災害廃棄物処理計画（案）説明スライド資料、仮置場検討資料

### 1 一般廃棄物処理基本計画（案）について

#### 【参加者の意見】

- ・紙類を出す際に紙袋がないのでビニール袋を使ってしまう。皆困っている。
- ・今日で5回目の説明会。1回目も人が少なかったが今回も少ない。ほとんど関心がない。この原因は一体何なのか。今回の説明会は広報ずし10月号で知ったが、掲載の仕方の酷さ、記事が左のページと右のページで表題と中身が分かれてしまっている。あれだと気づかない人が相当出てしまう。市の施策としての重要性の認識がないのではないか。他の講演会等はかなり立派な見出しを付けて場所を取って載せている。これは考え方が逆転しているのではないか。ごみ処理は全市民に関わる話。
- ・し尿処理について人口の訂正があったが、この計画の中で3種類の人口が登場していて、その定義もない。計画の体裁として如何なものか。整理してもらいたい。
- ・この計画の目標とするところ、ごみの減量化・資源化とあるが、有料化の際にごみが減り、その後横ばいになっているが、これで頭打ちか。そうするとごみの一人当たりを減らすのは、相当の不景気でも来ない限りでは、そうはならないだろう。例えば紙を徹底的に分けると、最後はチリ紙にまで至る。そういうのを1枚ずつ全部分けていく、そこまでやらないと資源化は徹底できない。資源化するとごみは減っていくという表を作っているが、その算定の根拠がない。

また、ごみ処理費用について、逗子のごみ処理費用は一人当たりかなり高いとあるが、その高くなる原因が書いていない。どこに原因があって、そこを回避するには何をすれば良いのか、というところがこの計画の中に載っていない。今あるごみを外部に出したときと、どちらが安いのか。費用対効果の話が一切出てこない。

【質疑応答】

Q ごみ処理の現状の「6課題」に「家庭からの紙ごみ分別の徹底による資源化推進」、「ごみ分別排出マナー違反に対する指導徹底」を進めるということだが、紙ごみの分別は皆さん頑張っているが、ビニール袋に入れたことで持って行ってもらえない紙類がステーションにいくつか残されている。マナー違反ではあるが、この辺りは高齢者が多く、ビニール袋に入れても良いと勘違いをしている人がいる。指導を徹底してもらいたい。長く放置されると雨や風で散らかってしまう。色々なメディアを使って周知してもらいたい。ステーションに貼り紙をしても読んでもらえない。よろしく願います。

A なぜ残されるかというのは、ビニール袋は事業者が持って行って処理をするときに産業廃棄物になってしまい、処理料金が発生するため、残していつている。今きっちり違反シールを貼っているのですが、1週間は周知として置いておきたい。それを越えたものについては、取りに行くので残っている場合は連絡をもらいたい。名前等があるものは訪問指導しているが、紙類は中々名前等があるものが出てこない。もし名前等があるものがあれば連絡をもらいたい。3月に広報をしたが、1回の広報では伝わらないので、自治会等の回覧を使うか、再度広報に載せたい。

Q 久木の町内に掲示板があるので、資料をもらえれば貼る。

A 最近、新宿自治会からの依頼により、イラストでわかりやすいちらしを作ったので、そういう個別対応もできる。

Q 各町内会でごみボックスを使っているが、アパートと戸建てが混在する地区のステーションは、アパートがあると分別されなくて出されてしまう。行政ではアパートに対する分別指導はどうされているか。

A 短期のアパートは増えてきている。違反ごみの連絡を受けたものは、開封調査し、出した人を特定できるものが出てくれば、訪問して指導をしている。また大家、管理会社を通して一般的な周知も行なっている。違反ごみがあったら連絡をもらいたい。

Q 転入時の指導はどうしているか。

A 戸籍住民課で住民登録の届出をした際に、ごみの分別方法が書かれた冊子を渡し、資源循環課へ立ち寄ってもらい収集カレンダーを渡している。収集カレンダーを渡す際にごみの出し方について説明をしている。アパートについては、場合によっては転入届を出さない人もいるため、そういう人には案内ができない。

Q 今後のスケジュールの説明がなかったが、説明が欲しい。いつの段階で計画を策定し、その前の手続きは何があるのか。

A 災害廃棄物処理計画(案)の説明の際に2つ合わせて説明をする予定だったが、先に説

明をする。一般廃棄物処理基本計画（案）と災害廃棄物処理計画（案）の2つを一緒に、今月10月6日開催の廃棄物減量等推進審議会へ諮問をし、現在市民説明会を行なっている。審議会の第2回目を11月から12月の初め頃に予定している。1月頃の第3回審議会において審議会からの答申をもらい、それを基にした最終案について、2月にパブリックコメントを募集する。計画の策定は3月末を予定。大まかにこのようなスケジュールとなっている。

市民参加の方法としては3つを行なっており、まず廃棄物減量等推進審議会への諮問、そして現在行なっている市民説明会、3つ目がパブリックコメントとなっている。

Q 審議会に諮問して、審議会ではこの計画案が良いか悪いかというのが出るだけか。先ほどの算定根拠の話などの細かい指摘を織り込まないで、このままの状態で行って、どこでそれは直せるようになるのか。

A 今回の市民説明会も市民参加手続きの一つとして行っている。そのとおりだというご意見があれば、それはパブリックコメントと同じようにこの計画案に反映していく。審議会へも市民説明会で出されたご意見は提供していく。

## 2 災害廃棄物処理計画（案）について

### 【参加者の意見】

なし

### 【質疑応答】

Q 初動が3日後という計画だが、その初動までの3日間に、悪い例（勝手仮置場）が起きないようにどうしていくのか、計画に何も書いていない。直後の集積場所は別個に設けておかないと、あちこちに野放図に置くことになりかねないのではと危惧される。そこら辺を計画に落とし込まないと、どうしようもないのでは。一次仮置場に披露山公園の駐車場と書かれているが、あそこまで市民がどうやって運ぶのか。畳一枚だって重くてあそこまで乗用車では運べない。具体的な運搬手段はどう想定しているのか。そこら辺がまったくなくて分別しろと。嵩張るもの、大きいもの、家電などは一人では運べない。とてもじゃないが冷蔵庫一つだって私には持てない。それらをどのように考えているか。絵にかいた餅だ。具体的な部分を考えてもらいたい。この内容で本当にパブコメを行うのか。

A 3日間は人命救助が最優先される期間だが、災害廃棄物についてはそれよりも早く動き始めなければいけない。これが遅ければ遅いほど道路にごみが出される。そのため仮置場候補地を選定しておき、発災した場合にはすぐに広報しなければいけない。運搬方法については、基本的に災害が起こったときにそこまで持って行くのは自力で車で運搬することになる。自分で運べない人については、これから考えていくしかない。



Q 下水管の耐震化されていない割合はどのくらいか、下水道課に聞こうと思って聞けなかった。地震があったときにマンホールはどうなるのか。平時ではないときに具体的にどうするか。簡易型トイレはすべてごみになって出てくるが、それが書かれていない。要は下水管が壊れなければ家庭のトイレが使える。下水管が壊れたときに、どれくらいが使えなくなって、どれだけ携帯トイレなどのごみが出てくるか、どれくらいが壊れそうかの見込みが立てられないと対応もできない。

A 貴重なご意見として伺う。確かにそのとおりでと思う。

Q 仮置場候補はすべてが第一候補となるのか。それとも今後この中から適切な箇所が選定されるのか、お聞きしたい。

A すべてが第一候補になる。発災時、実際には使えないところも出てくる。例えば津波が来たときに小坪の公園が2つあるが、津波の規模によってはアスファルトが剥がされてしまうので、そこまで車で行けない。たくさん第一候補がないと、どこにも置けなくなってしまふ。そのため、すべてが第一候補と考えている。

Q 三日間は人命優先というのはそのとおり。ただ、心配しているのは、家の近くに広場があり、そこにすぐ置かれてしまうと思う。そういうのがあちこちでできてしまうよりは、仮置場の仮置場のようなものを想定して用意しておかないと、この計画が役に立たないのではないか。

A もしそれをやるとすると、先ほどの一覧の中から小さい公園に最初に置くという方法になるかと思う。何もしないとやはり勝手仮置場をつくられてしまう。ご意見として伺う。